

上郡町人材バンク設置要綱

平成 28 年 3 月 3 日

告示第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民が有する専門知識及び能力を広く町政に反映させるため、上郡町人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置し、その活用に関し必要な事項を定める。

(登録の要件)

第 2 条 人材バンクに登録することができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 別表に定める分類中の事項に関する識見又は資格を有する者
- (2) 個人、勤務先、各種団体等において社会活動に従事し、地域社会に貢献している者
- (3) 町政及び地域の発展に貢献する意欲のある者

2 人材バンクへの登録の目的が、政治、宗教又は営利に関する活動である場合は、登録できないものとする。

(登録申請)

第 3 条 人材バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、人材バンク登録申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

(登録者名簿)

第 4 条 町長は、申込者を人材バンクに登録することを決定したときは、上郡町人材バンク登録者名簿（様式第 2 号。以下「登録者名簿」という。）に当該申込者に関する必要項目を登録するものとする。

2 町長は、登録者名簿の個人情報の取扱いについては、上郡町個人情報保護条例（平成 13 年条例第 1 号）の規定に基づき、適切に管理しなければならない。

(登録期間)

第 5 条 人材バンクの登録期間は、登録者名簿に記載した日の属する年度を含め 5 年度の間とする。

2 町長は、前項の登録期間が満了したときは、直ちに登録者名簿に氏名その他の情報が登録された者（以下「登録者」という。）の記録を登録者名簿から抹消するものとする。ただし、登録期間の末日までに登録者から辞退の申し出がない場合、当該登録を更新するものとする。

(登録の取消し等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録内容を変更し、追加し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 登録内容の変更、追加又は取消しについて、登録者から申出があったとき。
- (2) 内容に誤り又は偽りがあると判明したとき。
- (3) この要綱の規定に違反すると認められるとき。

(登録者名簿の閲覧)

第7条 人材バンク登録者の活用を希望する課、室及び局長（以下「所属長」という。）は人材バンク登録者名簿閲覧申請書（様式第3号。以下「閲覧申請書」という。）を総務担当課長あてに提出するものとする。

2 総務担当課長は前項の規定による閲覧申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号に規定する場合に限り、閲覧を許可するものとする。

- (1) 町が設置する審議会等に活用する場合
- (2) その他町長が認める場合

3 登録台帳を閲覧した者は、当該閲覧によって得た情報を、人材バンクの活用以外の目的で使用してはならない。

(任用の報告)

第8条 所属長は、上郡町人材バンク登録者任用報告書（様式第4号）を、当該登録者の任用後速やかに総務担当課長に提出するものとする。

(庶務)

第9条 人材バンクの庶務は、総務担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

登録分野	
1	行財政
2	地域振興
3	福祉
4	医療
5	農林
6	商工観光
7	建設
8	学校教育
9	社会教育
10	その他

様式第2号(第4条関係)

上郡町人材バンク登録者名簿

番号	氏名	登録分野	資格・経歴	所在地など		備考
				住所 電話 生年月日		
				住所 電話 生年月日		
				住所 電話 生年月日		
				住所 電話 生年月日		
				住所 電話 生年月日		

様式第4号(第8条関係)

上郡町人材バンク登録者任用報告書

年 月 日

総務担当課長 あて

所属及び所属長名

上郡町人材バンク登録者の任用について、以下のとおり報告します。

1 登録者名 _____

2 登録番号 _____

3 予定期間 _____年 月 日 ~ _____年 月 日

4 組織名 _____

5 備 考

※本報告書は、登録者の任用後、1週間以内に提出してください。